

オンライン信用取引における委託保証金の計算方法の一部変更について

1. 変更の概要

(1) 委託保証金の拘束期間の変更

既に委託保証金の差し入れもしくは充当*が完了した建玉を反対売買した場合には、委託保証金（以下、保証金といいます）の拘束期間を変更し、次のことが可能となります。

- ① 反対売買後、当該建玉に係る保証金はすぐに解放され、新規建玉の保証金にあてることが可能となります。
- ② 反対売買後、当該建玉に係る保証金を約定日当日から引出すことが可能となります。現物の買付代金にあてることもできます。
- ③ 反対売買による損金分については引き出し、または新たな建玉への充当はできません。

*委託保証金の充当とは、反対売買により解放された保証金を他の建玉の保証金にあてるることをいいます。

(2) 反対売買時に発生した利益金（決済益金）の取扱いの変更

お客様のご同意を前提として、反対売買日の夜間処理で決済益金を自動的に保証金に振替します。ただし、(反対売買の受渡日までの間) 保証金からの振替・出金は、益金を加算する前の保証金残高の範囲内のみ可能です。

なお、買方の逆日歩、売方の順日歩は加算対象外です（受渡日になって初めて加算されます）。

(3) 追加保証金（追証）の計算方法の変更

追証計算時点において、受渡日の到来していない確定決済損金（当日決済分は除く）は追証計算上必要な保証金額には含みません。

2. 決済益金の自動振替に関する同意書について

上記1. - (2) に記載の通り、お客様のご同意を前提として、反対売買日の夜間処理で決済益金を自動的に振替します。ご希望の場合には、下記注意事項をご確認の上、「信用取引に係る益金の自動振替同意書」(※) にご記入、ご捺印の上、ご返信いただきますようお願い申し上げます。本対応は7月29日（月）より適用されます。

(※) 野村ホームトレードから資料請求していただけます。

資料請求方法：口座情報/手続きメニュー> 資料請求/サービス申込 > 資料請求画面より「信用取引に係る益金の自動振替同意書」を選択のうえお申込み下さい。

- ①取引日において、当日の信用取引決済損益を通算して益となる場合に、当該益金を振替します。ただし、お客様口座のお預り金残高の範囲内とします（他の取引や受渡日前の未入金分は減算されます）。
- ②いったん決済益金を保証金残高に振替しますと、その後の値動きによっては、保証金から引出すことができなくなることがあります。
- ③決済益金に係る反対売買の受渡日までの間、保証金からの振替・出金は、益金を加算する前の保証金残高の範囲内のみ可能です。

3. 「信用取引説明書の改正」について

「信用取引に関する説明書（契約締結前交付書面）<『オンライン信用取引サービス』用>」および「オンライン信用取引取扱規定」の一部を平成25年7月29日より以下の通り変更いたしますので、ご確認をお願いいたします。

<記>

改定箇所	変更後	現在
6ページ 7段落目	委託保証金は、貸付金・貸付株券等の返済が完了する日まで、口座からの引出し、他商品の買付代金への充当はできません。 <u>ただし、既に委託保証金が差入れられている建玉または反対売買により解放された委託保証金が充当されている建玉を反対売買した場合、当該建玉に係る委託保証金については、反対売買の成立した時点から引き出し、または新たな建玉に充当することができます（反対売買による損金分については引き出し、または新たな建玉への充当はできません）。</u>	委託保証金は、貸付金・貸付株券等の返済が完了する日（反対売買によって返済する場合は、通常、約定日から起算して4営業日目）まで、口座からの引出し、他商品の買付代金への充当はできません。

以上